

川崎市アレルギー疾患患者等実態調査業務委託
募集要領

1 事業の趣旨

本業務は、アレルギー疾患対策基本法（以下、「法」という。）に基づく「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下、「基本指針」という。）」が改正されたことを契機とし、地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進に向け、国との連携を図りつつ、地方公共団体が自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定及び実施するよう、アレルギー疾患対策を推進することが明記されたことを背景に、アレルギー疾患患者等の実態把握を行い、今後の本市における総合的なアレルギー疾患対策の推進に向けた基礎情報とするため、必要な実態調査の設計及び実施等を行うものです。

実態調査の設計に当たっては、本市施策の課題及び各種統計調査情報の整理等、現状に加え、アレルギー疾患に関する専門家等の意見も踏まえた検討を行うことが必要です。

実態調査の設計及び実施等に当たり、精度の高い課題等の整理、データ分析により効果的な実態調査等の実施が可能となるものですが、課題等の整理、データ処理の正確性及び評価分析手法等により、調査の実効性や事業効果に差が生じてくると考えられることから、本業務では、複数の事業者に御提案いただき公募型プロポーザル方式により優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選考するものです。

2 業務事項

(1) 事業名称

川崎市アレルギー疾患患者等実態調査業務委託業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

(3) 事業内容

ア 施策課題の整理

基本法における対象疾患に関する施策課題への対応に資する情報の整理

イ 調査設計

情報整理を踏まえた調査対象者、調査方法、調査項目の検討

ウ 調査票・配布物等の作成

調査票、調査案内文書の作成

エ 調査の実施

調査案内文書等の郵送送付、WEB アンケートの実施

オ 調査結果のとりまとめ

調査結果のとりまとめ等

カ 有識者からの意見聴取の実施

調査設計等に係る有識者からの意見聴取の実施

キ その他本事業の趣旨に沿うと認められるもの

※詳細は別添「業務委託仕様書」によります。

3 プロポーザルの参加資格

このプロポーザルに参加を希望するものは、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 令和5年・令和6年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」に登載されていること。(登載される予定であること)。ただし、契約締結までに登載が見込まれる場合は、この限りではない。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でないもの。
- (3) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないもの。
- (4) プライバシーマーク又は ISO27001/ISMS を取得していること。
- (5) 本業務に類似する実態調査設計及び実施業務の実績があること。

4 委託業務に関する事務を担当する課の名称及び所在地

担 当 課：川崎市健康福祉局保健医療政策部アレルギー疾患対策担当

所 在 地：〒212-0013

川崎市幸区堀川町580番地（ソリッドスクエアビル西館8階）

電 話：044-200-1315（直通）

F A X：044-200-3937

E-mail：40kankyo@city.kawasaki.jp

5 参加意向申出書等の配布期間、提出の期限、場所及び方法

(1) 配布期間及び受付期限

令和5年9月28日（木）から10月4日（水）まで

9時から正午まで及び13時から17時まで（土曜日、日曜日を除く）

(2) 受付場所

4の担当課と同じ

(3) 提出書類

次の書類を各1部作成し提出してください。

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 会社概要（本業務に類似する実態調査設計及び実施業務の実績が確認できるものを含む）

ウ 証明書類等（プライバシーマーク又は ISO27001/ISMS を取得していることが確認できるもの）

(4) 提出方法

持参または郵送（必着）

※郵送での提出の場合は、封筒の表面に「アレルギー疾患患者等実態調査業務委託参加意向申出書在中」と朱書きし、書留郵便等の配達記録が残るように送付してください。

6 参加資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出し、参加資格ありと認められた者には令和5年10月5日（木）までに電子メールで「参加資格確認結果通知書」を交付します。

7 本業務委託に関する問合せ及び回答

(1) 問合せ先

4の担当課と同じ

(2) 問合せ期間及び方法

本業務委託について質問がある場合は、令和5年10月5日（木）から10月10日（火）15時までに別添の「質問書（様式3）」を使用し、4の担当課宛に電子メールにて送付してください。

（質問する際には、件名を「【問合せ】アレルギー疾患患者等実態調査業務委託に係る質問について」としてください。）

(3) 回答方法

質問に対する回答は、参加資格ありと認められたすべての者に対し、令和5年10月12日（木）までに電子メールにて送付します。

8 企画提案のための必要書類及び提出方法等

(1) 提出期限

令和5年10月12日（木）から令和5年10月17日（火）まで
9時から正午まで及び13時から17時まで（土曜日、日曜日を除く）

(2) 受付場所

4の担当課と同じ

(3) 提出方法

持参

(4) 必要書類

次の書類を作成し提出してください。

ア 会社概要（5（3）イと同じ）（9部）

イ 事業実施事例等調書（様式2）（9部）

ウ 企画提案書（9部）

エ 見積書（代表者印のあるもの）、見積内訳書（各1部）

すべての書類がそろっていない場合受理しません。

(5) 企画提案内容の評価項目

ア 会社概要

イ 企業の実績

ウ 基本的考え方

エ 課題整理方法

オ 調査設計及び実施方法

カ 事業計画

キ 実施体制

ク 関係者との協議

ケ 費用

※評価項目に係る評価基準は6の参加資格確認結果通知書に同封します。

9 プレゼンテーション及びヒアリングの開催

プロポーザル方式による企画提案と提案者のプレゼンテーションの内容を審査する「川崎市アレルギー疾患患者等実態調査業務委託事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」といいます。）を開催します。

(1) 日程

令和5年10月23日（月）（予定）

(2) 評価者

審査委員会委員が評価します。

(3) 企画提案の評価

審査委員会では、評価基準に基づき、評価項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者、かつ評価点が満点の60%を超えた者を本委託業務の選定業者とします。同点の場合、見積書の金額が低い者を選定業者とします。

(4) 結果通知

郵送で審査結果をお知らせします。（令和5年10月下旬）

10 その他

(1) 各手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書の作成の要否は、必要とします。

(3) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(4) 提案書作成及び提出に係る一切の費用は、提案者の負担とします。

(5) 業務規模概算額は、7,561千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とします。

(6) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(7) 参加意向申出書の提出後に辞退する場合は、速やかに4の担当課に連絡するとともに文書による川崎市長宛通知を4の担当課に提出してください。

(8) 契約候補者との調整

契約にあたっては、選定された提案内容を基に細部について4の担当課と打ち合わせを行い、内容を最終調整します。